

別表第1（第3条関係）

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
視覚障害	1級～3級及び4級の1	同左
聴覚障害	2級及び3級	同左
平衡機能障害	3級	同左
音声機能障害	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）	
上肢不自由（上肢機能障害）	1級、2級の1、2級の2及び2級（両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載のある者に限る。）	同左
下肢不自由（下肢機能障害）	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由（体幹機能障害）	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳	1級及び2級（両上肢に障害がある者に限る。）	同左
病変による運動機能障害	移動機能 1級～6級	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害	1級及び3級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	同左
肝臓機能障害	1級～3級	同左
併合障害	1級～4級	1級～3級

別表第2（第3条関係）

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
視覚障害	特別項症～第4項症	同左
聴覚障害	特別項症～第4項症	同左
平衡機能障害	特別項症～第4項症	同左
音声機能障害	特別項症～第2項症（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）	
上肢不自由（上肢機能障害）	特別項症～第3項症	同左
下肢不自由（下肢機能障害）	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由（体幹機能障害）	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害	特別項症～第3項症	同左

別表第3（第3条関係）

障害の区分	障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
知的障害	総合判定 A	総合判定 A（ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1及びB2を含む。）